

委員会議事概要

| | |
|-----------------------|--|
| 1 委員会名 | 令和4年度 第7回沖縄海区漁業調整委員会 |
| 2 開催日時 | 令和4年10月14日(金) 14:00~15:40 |
| 3 開催場所 | 沖縄県庁6階 第2特別会議室 |
| 4 出席委員 (定数15名中13名) | <p>(会場参加)</p> <p>赤嶺博之委員、池田博委員、伊良波宏紀委員、上原亀一委員 大嶺嘉昭委員、八前隆一委員、新立弘子委員、藤田喜久委員、 天方徹委員</p> <p>(Web参加)</p> <p>大城和夫委員、当真聡委員、大谷健太郎委員、城間恒浩委員</p> |
| 5 議事録署名人 | 大嶺委員、城間委員 |
| 6 議事内容 | |
| (1) 第1号議案 | 浮魚礁の敷設承認申請について (P1~P23) |
| 【要旨】 | 新規の承認申請が4基(久米島漁協、石川漁協)あり。原案のとおり承認された。 |
| 【特記事項】 | <p>【池田委員】 今回の申請が承認されると年度末までに設置をしなければならないのか。</p> <p>【事務局】 海が荒れるなど設置が順調にいかないこともあるが、設置が4月を過ぎた場合は改めて申請を出すことになる。</p> <p>【池田委員】 3月末までに、設置できなかった場合、再度、協議書を整えて、本委員会の承認を得る必要があるのか。</p> <p>【事務局】 今回の場合は、4月に承認申請を出した場合、新規承認で協議書不要の扱いになる。設置と申請のタイミングによる。</p> |
| (2) 第2号議案 | ウミガメの採捕承認申請について (P23~P45) |
| 【要旨】 | <p>試験研究目的で、3件の申請(一般財団法人沖縄美ら島財団総合研究センター(美ら海水族館)2件、久米島町商工観光課(久米島町うみがめ館))、漁業目的で2件(伊良部漁協所属、久米島漁協所属)、養殖目的で1件(一般財団法人日本べっ甲協会)から申請あり。原案のとおり承認された。</p> <p>なお、今回の承認で、アオウミガメ205頭、タイマイ28頭の承認枠が上限に達したことから、先に上限に達していたアカウミガメも含め、全ての種類のウミガメ採捕承認枠の上限に達した。</p> |
| 【特記事項】 | 【藤田委員】 久米島の申請書にタイマイとあり、備考欄には食用と書かれているが、タイマイは中毒性が高く、食用は避けたほうがよい。 |

| | |
|-----------|---|
| | <p>【事務局】再度確認する。申請書には食用の記載だけだった。</p> |
| (3) 第3号議案 | <p>令和4年度全漁調連九州ブロック会議に係る要望議題等の回答について (P46～P87)</p> |
| 【要旨】 | <p>九州ブロック各海区から要望を取りまとめて、全国漁調連に提出する要望事項で、本海区以外の20件に対する意見の照会を行った。長崎県連合海区提案の「太平洋クロマグロの資源管理の推進について」は、大臣管理に全て移行することに対して、本県内の関係団体・漁業者からのご理解を得ることは難しく、届出船であっても、船籍県において適切に管理ができていない（自県海域のみで操業する等）漁船は、引き続き、知事管理として扱われるよう文言調整を要望することとした。</p> <p>また前年度の要望事項に対する中央省庁等からの回答結果についての報告も行った。特に異議はなく、事務局案のとおり、20件全ての事項に賛同することが承認された。</p> |
| 【特記事項】 | <p>【上原議長】文言の調整を要望する箇所は、全て大臣許可に移行するのではなく、知事許可や海区委員会で管理をされている地区は大臣許可対象から外してほしいと付け加えたいというとの理解でいいか。</p> <p>【事務局】この問題で、長崎県が困っているのは、船籍を長崎県に置いて、長崎県以外の明らかに違う海域で操業しながらも、長崎県の漁獲枠に加算されていることを問題視している。都道府県で管理できないものは、大臣管理に移行するように要望しているが、沖縄海区では、管理できているので、沖縄県側に配慮してもらえるように、文言の修正を要望する。</p> <p>【天方委員】自県海域外に行くことを長崎県は問題にしているが、沖縄県は自県海域外で操業する場合でも管理ができているという主張のようだが、どういう意味か。</p> <p>またこの意見を出すと、前半と修正文言と整合性がなくならないか。</p> <p>【事務局】沖縄県は、沿岸マグロはえ縄漁業自体が知事許可漁業で制限がかかっているのに対して、長崎県は制約がないため、長崎県で漁船登録し、県外で操業することで、長崎県の枠を消費している事情がある。また沖縄海域では、クロマグロの漁期が限られ、4月から管理年度が始まるが、4月から漁獲が始まり、すぐに漁獲枠が埋まるため、管理年度開始からしばらくして漁期が来るほかの県と事情が違う。</p> <p>そのため同じ問題は沖縄県でもあり得るが、現状では管理ができていない前提なので、配慮をお願いするために意見を出したい。</p> <p>【天方委員】この修正意見だと、自県海域のみで操業するなど適切に</p> |

管理できている場合は省くことだが、問題は、明らかに他県海域で漁獲するケースについて、自県海域で操業する場合を除くのは、意見としてそぐわないのではないか。

【事務局】マグロはえ縄が、知事許可として管理されているのは、国内では沖縄県と東京都だけだ。それ以外の県は自由漁業で、5～200海里で操業する場合、沿岸マグロはえ縄漁業（届出漁業）になるが、これを国に届出れば、日本各地で操業できることになる。

沖縄県の場合、沿岸マグロはえ縄漁業の届出時に、必ず沖縄県の知事許可が必要で、沖縄県知事の許可範囲で管理をしているが、長崎県で問題になっているのは、沿岸マグロはえ縄の届出だけして、長崎県で漁船登録をしながら、長崎県では水揚げをせずに、水揚報告を長崎県で出すことが問題になっている。長崎県にも漁獲量に上限があり、漁協や、地域ごとに漁獲量を割り振って管理しているが、自主ルールの、罰則も違反もないため、一部の漁業者が漁船登録をして、全国を漁獲して回っている漁船がある。これを規制してほしいというのが長崎県の趣旨だ。

【事務局】補足で、もとの長崎県連合海区の要望の文言で、「明らかに他県海域で漁獲されるもの」が、沖縄県のように自県海域のみで操業しているものは例外になるのかを併せて確認し、その解釈で間違いがなければ、そのままの文言でも問題ないと考えている。

【天方委員】長崎県の背景と、沖縄県の事情の違いは理解したが、もともと長崎県の提案は、明らかに他県海域で漁獲されるものだけは国の管理にして欲しいというものなので、特段意見をしなくてもいいのではないか。

【上原議長】沖縄も大臣枠に移行するようにという主張だ。

【藤田委員】長崎県の意見をそのまま出されると、沖縄県の県管理も全部国の管理に移行して欲しいという要望になる。そうすると沖縄県は割当の数は減るかもしれないし、1隻当たりの漁獲枠が減る可能性もある。国の大臣管理が管理されて、沖縄県の枠が担保されるなら問題ないが、その辺は不透明なので、このまま長崎県の意見を出されるとよくない。少なくとも沖縄県分は管理できているので、それを維持したいという意見を出したいという理解でいいか。

【事務局】長崎県は非常に頭を悩ませている。大臣枠への全部移行を焦点化したいと考えている。藤田委員の懸念はそのとおりあると思う。一方で、長崎県の懸念事項は、沖縄県でも発生する可能性がある。

| | |
|-------------|---|
| | <p>そのため調整が必要になる。今回、長崎県連合海区が九州ブロックの事務局を担当していて、こちらから意見を出した場合に、事前の調整がブロック会議の前にあると思う。事務局同士で調整することになるかと思うが、問題ないか。</p> <p>【上原議長】事務局同士ですり合わせるという説明があったので、一旦こちらの懸念は表明をしたいということだと理解した。</p> |
| (4) 第 4 号議案 | 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について (P88～P101) |
| 【要 旨】 | <p>知事許可漁業で、許可数を管理している潜水器漁業・さんご漁業（深海サンゴとソフトコーラル）及び許可数を管理していないかつお一本釣漁業・底魚一本釣漁業・小型定置網漁業・敷網漁業・追込網漁業についての公示案の諮問があった。</p> <p>公示案が決定すれば、ホームページで公示し、約 1 か月間申請を受け付け、審査後、12 月 1 日からの許可処分を行う。特に異議はなく、事務局の公示案のとおり承認された。</p> |
| 【特記事項】 | 特になし。 |
| (5) 第 5 号議案 | 委員会指示の改正について (P102～P135) |
| 【要 旨】 | <p>沖縄県海区漁業調整委員会指示 30 第 6 号は、共同第 23 号第一種共同漁業について、免許された漁協に所属しない多良間村在住の漁業者に対して、当該漁業を当該漁業権内で行うことを認めるものだが、令和 2 年に施行された漁業法の改正に伴い、同委員会指示の一部が同法に抵触する内容が含まれており、改正が必要となった。</p> <p>さらに今年 12 月に施行予定の特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律にも抵触する条項があるため、11 月中に委員会指示の改正と施行が必要となった。</p> <p>主な改正内容は、①旧漁業法を根拠法令としているため、条ずれが発生しているのを修正、②委員会指示の対象から「ナマコ漁業」を除外、③漁獲実績報告書の押印を廃止するものである。特に異議はなく、事務局案のとおり承認された。</p> |
| 【特記事項】 | 特になし。 |
| (6) 報告事項 | 沖縄海区漁場計画（素案）に係わる意見の聴取について (P136～P143) |
| 【要 旨】 | <p>令和 5 年度に全部更新が行われる漁業権の免許交付に向けて策定している漁場計画の進捗状況について、漁業権の要望に対して、漁獲実績報告をもとにヒアリングを行った結果を精査した上で、漁業法第 64 条第 1 項に基づいて、海区漁場計画（素案）を公表したことが報告さ</p> |

| | |
|---------------|---|
| | れた。 |
| 【特記事項】 | <p>【池田委員】 区画漁業権はほとんど漁協で取得しているが、漁協以外、民間からの要望は出ているのか。</p> <p>【事務局】 今回の漁業計画素案に、新規の民間企業等が入っていない。事前の調査で、民間企業の新規参入の相談はあったが、漁場が見つからないなどで、今回の素案にはない。</p> <p>改正前の漁業法では、区画漁業権は地元の漁協が優先して免許を受けられる制度があったが、改正漁業法では、誰でも要望できるように、新規参入しやすい制度になった。県に要望があれば地元とも調整をしながら、旗振りしたいと思う。</p> |